

議案第 5 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定 について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

教育職員免許状に関する規則の一部改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3) ～ (25) (略)

2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。
（第13条、第15条、第17条、第19条、第22条、第24条及び第26条関係）
- (2) この規則は、令和7年12月2日から施行する。

[illegible][illegible]

教育職員免許状に関する規則（昭和30年熊本県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。																								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible][illegible][illegible]

教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)新旧対照表

旧	新
(免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項による授与出願) 第13条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証</u>の写 4 (略) (自立教科免許状授与出願) 第15条 (略) 2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受け	(免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項による授与出願) 第13条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>運転免許証</u>、<u>旅券その他の本人確認書類</u>の写 4 (略) (自立教科免許状授与出願) 第15条 (略) 2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受け

ようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、授与願及び履歴書のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

(免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8による出願)

第17条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、前条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

(施行法第2条による出願)

第19条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受け

ようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、授与願及び履歴書のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写

(免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8による出願)

第17条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、前条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写

(施行法第2条による出願)

第19条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受け

ようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

(自立教科免許状検定出願)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により授与された免許状(臨時免許状を除く。)であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

(免許法附則第5項、第9項、第17項又は第18項による出願)

第24条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したも

ようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写

(自立教科免許状検定出願)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により授与された免許状(臨時免許状を除く。)であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写

(免許法附則第5項、第9項、第17項又は第18項による出願)

第24条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したも

のに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

(63年改正法附則第10項による出願)

第26条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1) (略)

(2) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

のに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写

(63年改正法附則第10項による出願)

第26条 (略)

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1) (略)

(2) 運転免許証、旅券その他の本人確認書類の写